証券コード９３６５
２０２０年6月5日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通１丁目２番22号
トレーディア株式会社
代表取締役
社長執行役員　古 郡 勝 英

第９０回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第９０回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020 年 6 月 25 日（木曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　２０２０年６月２６日(金曜日)午前１０時
２．場　　所　神戸市中央区海岸通１丁目２番 22 号
当社４階会議室
３．目的事項
報告事項
１．第９０期(2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９０期(2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

【ご来場自粛のお願い】
新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようご協力をお願い申し上げます。

◎お知らせ
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tradia.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

1．　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な設備投資の下支えにより、米中間の貿易摩擦の深刻化などによる世界経済の不確実性や消費税増税後の消費落込みがあったものの、緩やかな景気回復が続きました。しかしながら、年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により景況感は大幅に悪化しており、さらなる景気下振れが懸念される非常に厳しい状況で推移しています。

港湾物流業界におきましては、事業者間の競争激化を背景に、企業間の価格競争や受注競争はまだまだ厳しく、顧客の物流効率化、コスト削減要請は企業収益を圧迫しており、また、今後は新型コロナウイルス感染症による世界的な需要喪失による世界経済低迷の長期化が懸念されます。

当社グループはこのような状況下におきまして、顧客ニーズに柔軟に対応するとともに、積極的な営業展開に努めてまいりましたが、総取扱量は前年同期間比4.5%減少し、売上高は144億84百万円余（対前年同期間4億89百万円余減）となりました。

損益面につきましては、営業総利益は前年同期間比15.2%減少し8億22百万円余（対前年同期間1億47百万円余減）となりました。営業利益は前年同期間比89.4%減少し11百万円余（対前年同期間93百万円余減）、経常利益は前年同期間比54.9%減少し90百万円余（対前年同期間1億9百万円余減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期間比69.8%減少し51百万円余（対前年同期間1億18百万円余減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

①　輸出部門

輸出部門におきましては、機械機器製品及び食料品が減少したことにより、輸出部門の売上高は11.0%減（前年同期比）の28億90百万円余、セグメント損失は71百万円余（前年同期間はセグメント利益75百万円余）となりました。

② 輸入部門

輸入部門におきましては、雑貨は前年並みに推移しましたが、繊維製品が減少したことにより、輸入部門の売上高は 3.5%減（前年同期比）の 54 億 43 百万円余、セグメント損失は 19 百万円余（前年同期間はセグメント損失 89 百万円余）となりました。

③ 国際部門

国際部門におきましては、輸出は、台湾、中国及びインド向けが堅調に推移しましたが、欧州、東南アジア向け及びアジア発北米向けの第三国積取扱いが減少し、輸出全体では対前年同期間で微減となりました。輸入は、中国全般の取扱いが減少しましたが、ベトナム及び東南アジアの取扱いが増加し、輸入全体では微増となった結果、国際部門の売上高は 1.0%増（前年同期比）の 59 億 40 百万円余、セグメント利益は 29 百万円余（前年同期間はセグメント利益 54 百万円余）となりました。

④ その他

倉庫業、船内荷役、港湾関連の売上高は 2 億 12 百万円余の計上となりました。倉庫業については一部倉庫賃料改定により増収となりセグメント利益は 59 百万円余を計上し、船内荷役は取扱い量が減少し 11 百万円余を計上、結果、港湾関連を含めたセグメント利益は 71 百万円余（前年同期間はセグメント利益 63 百万円余）となりました。

（注）上記のセグメントの営業収入には、セグメント間の内部営業収入２百万円余を含んでおります。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

（４）財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移　（単位：千円）

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 （当連結会計年度）
売上高	13,406,089	13,997,755	14,974,216	14,484,567
経常利益	80,591	214,233	199,705	90,008
親会社株主に帰属する当期純利益	92,786	148,122	169,168	51,012
１株当たり当期純利益	6円33銭	101円08銭	115円45銭	34円81銭
総資産	9,307,926	9,328,716	9,208,250	8,465,557
純資産	2,496,786	2,696,778	2,757,336	2,573,564

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
３．当社は、2017年10月１日付けで普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移　（単位：千円）

区　分	2016年度 第87期	2017年度 第88期	2018年度 第89期	2019年度 第90期 （当期）
売上高	13,398,822	13,990,610	14,970,310	14,484,567
経常利益	46,064	168,332	182,249	84,434
当期純利益	62,194	106,418	152,248	45,879
１株当たり当期純利益	4円24銭	72円56銭	103円82銭	31円28銭
総資産	9,144,056	9,122,295	8,983,859	8,157,598
純資産	2,349,634	2,448,759	2,483,719	2,325,506

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
３．当社は、2017年10月１日付けで普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

（５）対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によりリーマン・ショック時を上回る打撃を受ける可能性があります。2020年４月以降の経済情勢は予断を許さない状況で推移するものと考えており、この結果、顧客の物流コスト削減要請に伴う業者間の価格競争激化に加え、世界的なサプライチェーンの枠組みに堅持されていた生産構造のグローバル化とそれに伴う国際物流の潮流が変わり、当社グループを取り巻く事業環境の厳しさは増大するものと思われます。

また、新型コロナウイルス感染症が収束を迎えた後も個人消費の低迷により港湾貨物の取扱い量は減少を続ける可能性があり、当社グループは第91期2020年４月から2021年３月の全般にわたり大きく影響を受けるものと推測されます。

このような状況の下、景気の動向や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、継続的に安定した収益を確保できる基盤を確立するため、海外拠点の充実強化によるサービスの提供と売上高の拡大に努める一方、基幹港湾物流施設を有効利用し安定的な収益源の確保と高付加価値貨物の取込みにより物的経営資源の収益性の向上を図ってまいります。また、働き方改革を推進し、人的経営資源を収益性に基づき集中することにより労働生産性を向上させ、ＩＴを積極的に活用し合理化による固定費削減に取組み、顧客からのより一層の信頼を得る海貨系国際物流事業者として、業績の向上を目指してまいります。

今後とも業績向上に全力で取り組み、株主の皆様のご期待に沿うことができますよう努めてまいりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大日物流㈱	35百万円	100.0%	輸出入に関わる業務の請負事業

（７）主要な事業内容

港湾運送事業、国際輸送事業、兼業事業を営んでおります。

（８）主要な営業所

①当社の主要な営業所

本店	兵庫県神戸市中央区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市港区
京浜支店	東京都港区

②子会社の営業所

大日物流㈱	東京都港区

（９）従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
347名	15名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346名	15名増	41.3歳	16.3年

（１０）主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みなと銀行	1,416
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,108
株式会社三井住友銀行	807
株式会社中国銀行	383
株式会社商工組合中央金庫	242

（１１）その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．　会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　5,400,000 株

（２）発行済株式の総数　　1,470,000 株

（３）株主数　　883 名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
トランコム株式会社	1,422	9.7
トレーディア㈱社員持株会	778	5.3
株式会社みなと銀行	727	5.0
大豊運輸倉庫株式会社	700	4.8
日本郵船株式会社	687	4.7
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	667	4.5
株式会社大運	655	4.5
日本製麻株式会社	569	3.9
前田慶和	439	3.0
株式会社大豊ディピーセンター	400	2.7

（注）１．持株数は百株未満を切り捨てて表示しています。
２．持株比率については、自己株式数（3,653株）を控除して算出し小数第２位を四捨五入して表示しています。

3．　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．　会社役員に関する事項

（1）当事業年度末日における取締役

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	古郡勝英	社長執行役員
取　締　役	山下修一	専務執行役員 総務本部長
取　締　役	小笠原洋一	専務執行役員 海外戦略本部長
取　締　役	増田裕人	常務執行役員 営業戦略本部長
取　締　役	嶋津清仁	上席執行役員 京浜支店長
取　締　役 （監査等委員）	丸山英聡	日本郵船株式会社 専務経営委員
取　締　役 （監査等委員）	庵原敬吾	
取　締　役 （監査等委員）	中弥和美	中弥和美税理士事務所 税理士

（注）1．取締役（監査等委員）丸山英聡氏、庵原敬吾氏及び中弥和美氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2．当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を本店総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。

（2）当事業年度中の取締役の異動

①就任

2019年6月27日開催の第89回定時株主総会において、監査等委員である取締役中弥和美氏が新たに選任され、就任いたしました。

②退任

2019年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役船引雅彦氏が退任いたしました。

（３）取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	5	61
取締役(監査等委員)（うち社外取締役）	4（3）	10（8）
計	9	71

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金８百万円を含んでおります。また、上記人員には退職者の数を含んでおります。
３．上記のほか、2019年６月27日開催の第89回定時株主総会決議に基づき、退任監査等委員である取締役１名に対し9,000千円の役員退職慰労金を支給しております。

（４）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	丸山英聡	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 11 回、監査等委員会 5 回のうち３回に出席し、必要に応じて議案審議等に関して発言を行っております。
取締役（監査等委員）	庵原敬吾	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 14 回、監査等委員会 5 回のうち５回に出席し、必要に応じて議案審議等に関して発言を行っております。
取締役（監査等委員）	中弥和美	2019年６月27日就任以降に開催された取締役会 11 回及び監査等委員会３回のすべてに出席し、必要に応じて議案審議等に関して発言を行っております。

（注）１．丸山英聡氏は日本郵船株式会社の専務経営委員であります。当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
２．中弥和美氏は2019年６月27日に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査等委員会の回数が他の役員と異なっております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（監査等委員）丸山英聡氏、庵原敬吾氏及び中弥和美氏との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額としております。

5．　会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

神明監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

10,000千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

10,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬等は相当かつ妥当であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断したとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

6． 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、当社を取り巻く様々な情勢の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めていくこととしております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び社内規定を遵守し違法行為を行わないこと、また、企業倫理を守り、社会的な良識をもって行動することを業務遂行の基本とし、全社的なコンプライアンス体制の徹底を図るために、コンプライアンス規定を定め、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、「認定通関業者制度に係る法令遵守規則」「特定保税承認制度法令遵守規則」等を定め、社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する体制をとっております。

財務報告の適正性確保のための体制整備については、経理に関する社内規定を整備するとともに、財務報告の適正を確保するため、法令に基づき、定期的に評価し、改善を図っております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行います。情報の管理については、情報システム委員会において情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティに関する方針を示すとともに情報セキュリティ規則を定めて対応しております。また、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設け、有事においては、総務担当取締役を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

また、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出し、軽減等に取り組むとともに、法令・社内規定等を遵守し、全社リスク管理に対応いたしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を決定し業務執行の指揮・指導にあたる機関として、取締役及び経営管理職等による経営協議会を設置しております。

業務の運営については、毎年、事業計画を作成し、全社的な目標を設定しております。事業計画作成にあたっては、ＵＭＳ（ユニット・マネージメント・システム）制度を取り入れ、神戸、名古屋、京浜各支店を「ユニット」、各営業部をサブユニットとし、サブユニット毎に収益目標を設定し、管理していくこととしております。この事業計画については、四半期毎に達成検証を行い、適宜担当取締役を中心に指導を行う体制をとっております。

5．当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、原則として当社より役員等を選任し、対応しております。また、グループ会社経営については、自主性を尊重しつつ、管理及び指導を行い、定期的に報告を受ける体制としております。一方、グループ会社においては、規模・業態に合ったリスク管理体制に取り組み、コンプライアンス体制の強化を図り、業績の達成検証を行い、業績を定期的に報告する事により、業務の適正化を図っております。

６．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
　当社は、監査等委員会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととしております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、監査等委員以外の取締役からの指揮命令等を受けないこととしております。

７．監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
　当社及び当社のグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況の報告を行うものとし、当社または当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制をとっております。
　また、監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営協議会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。なお、監査等委員会は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い、連携を図ってゆく体制をとっております。

８．監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、公益通報者保護法を踏まえて、当社のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、従業者等からの法令違反等に関する内部通報を社内において適切に処理するために「内部通報規則」を定めており、公益通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益扱いを行わないことを明確にしております。

９．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

１０．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力やこれらと係わりのある企業、団体、個人との関係を排除するため、「リスク管理規定」や「リスク対応マニュアル」を制定し反社会的勢力に対する組織対応の方針を明確に示しております。また、対応統括部署を本店総務部に設置するとともに、企業防衛対策協議会に所属し、所轄警察署や地域企業と情報の交換や講演会等の参加により指導を受け、警察本部、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士等の連携により、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を多年度に亘る継続的取組みの基本方針と捉え、事業年度ごとに見直しを行い、修正の要否について検討を行うこととしております。また、内部統制システムの整備及び運用状況については、定期的にモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会にて審議し、取締役会への報告を行うこととしております。なお、内部統制システムの運用上見出された問題点等については、適時、適切に是正・改善を行い、必要に応じて再発防止への取り組みを実施して参りました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,763,937	流動負債	3,236,740
現金及び預金	549,339	支払手形及び営業未払金	1,062,123
受取手形及び売掛金	1,420,031	短期借入金	1,632,809
立替金	673,257	リース債務	60,831
その他	121,528	未払法人税等	13,721
貸倒引当金	△220	賞与引当金	201,864
		その他	265,389
固定資産	5,701,619	固定負債	2,655,252
有形固定資産	3,247,880	長期借入金	2,326,628
建物及び構築物	1,259,757	リース債務	136,223
機械装置及び運搬具	40,370	役員退職慰労引当金	55,542
工具、器具及び備品	6,142	退職給付に係る負債	123,748
土地	1,781,656	その他	13,110
リース資産	159,954	負債合計	5,891,992
		(純資産の部)	
無形固定資産	66,243	株主資本	2,576,181
借地権	34,560	資本金	735,000
その他	31,682	資本剰余金	170,427
		利益剰余金	1,681,003
投資その他の資産	2,387,495	自己株式	△10,249
投資有価証券	955,094	その他の包括利益累計額	△2,617
差入保証金	793,117	その他有価証券評価差額金	40,953
繰延税金資産	47,468	為替換算調整勘定	△1,970
その他	600,807	退職給付に係る調整累計額	△41,599
貸倒引当金	△8,992	純資産合計	2,573,564
資産合計	8,465,557	負債・純資産合計	8,465,557

連結損益計算書

（自　2019年4月 1日
　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収入		**14,484,567**
営業費用		**13,661,919**
営業総利益		**822,647**
一般管理費		811,501
営業利益		**11,146**
営業外収益		
受取利息及び配当金	60,666	
持分法による投資利益	11,497	
その他	71,618	143,781
営業外費用		
支払利息	62,171	
その他	2,747	64,919
経常利益		**90,008**
特別損失		
固定資産除売却損	686	
投資有価証券評価損	9,011	9,698
税金等調整前当期純利益		**80,309**
法人税、住民税及び事業税	11,679	
法人税等調整額	17,617	29,297
当期純利益		**51,012**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**51,012**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年4月　1日
　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	735,000	170,427	1,606,248	△10,249	2,501,426
当期変動額					
剰余金の配当			△43,990		△43,990
親会社株主に帰属する当期純利益			51,012		51,012
自己株式の取得					
持分法の適用範囲の変動			67,733		67,733
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	74,754	—	74,754
当期末残高	735,000	170,427	1,681,003	△10,249	2,576,181

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	201,055	—	54,854	255,910	2,757,336
当期変動額					
剰余金の配当					△43,990
親会社株主に帰属する当期純利益					51,012
自己株式の取得					
持分法適用範囲の変動		770		770	68,503
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△160,102	△2,740	△96,454	△259,297	△259,297
当期変動額合計	△160,102	△1,970	△96,454	△258,527	△183,772
当期末残高	40,953	△1,970	△41,599	△2,617	2,573,564

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

会社名　　大日物流株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社　　６社

会社名　　阪神コンテナー輸送株式会社
三笠陸運株式会社
広瀬産業海運株式会社
ソーラー・エンタープライズ株式会社
株式会社忠和商会
錦茂国際物流（上海）有限公司

錦茂国際物流（上海）有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(2)持分法を適用しない関連会社

主要な会社名　　海盟国際物流(深圳)有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・連結会計期間末日前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

②デリバティブ・・・・・時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法、なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金
役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象
a．ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建予定取引
b．ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針
ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法
為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,648,493 千円
2. 担保に供している資産　有形固定資産　2,374,359 千円
投資有価証券　380,337 千円
担保に係る債務（長期借入金には 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。）
短期借入金　1,316,670 千円
長期借入金　2,280,267 千円

3. 保証債務等の残高

下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。

神戸港島港運協同組合	181,140千円
（同組合員3社と連帯保証）	
合計債務保証額	181,140千円

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,470,000	－	－	1,470,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 2019年6月27日の株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	43,990千円
1株当たりの金額	30円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 2020年6月26日の株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	43,990千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額	30円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、立替金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理規定に基づいた取引先与信基準に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握しております。

借入金の使途は、主に運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	549,339	549,339	—
(2)受取手形及び売掛金	1,420,031	1,420,031	—
(3)立替金	673,257	673,257	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	637,943	637,943	—
(5)支払手形及び営業未払金	(1,062,123)	(1,062,123)	—
(6)短期借入金	(1,466,670)	(1,466,670)	—
(7)長期借入金	(2,492,767)	(2,471,871)	△20,895
(8)デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び営業未払金、(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(8)デリバティブ取引

将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減するため、将来の外貨建取引の範囲内での為替予約取引と変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップを行っております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)

(注 2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	317,150
差入保証金	793,117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	1,756 円 53 銭
2. 1 株当たり当期純利益	34 円 81 銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,725,402**	**流動負債**	**3,236,781**
現金及び預金	511,053	営業未払金	1,062,123
受取手形	64,469	短期借入金	1,466,670
売掛金	1,355,561	1年内返済予定の長期借入金	166,139
前払費用	22,790	リース債務	60,831
立替金	673,257	未払金	23,760
その他	98,490	未払費用	82,658
貸倒引当金	△220	未払事業所税	9,099
		未払法人税等	13,543
固定資産	**5,432,195**	預り金	148,496
有形固定資産	**3,247,880**	前受収益	1,594
建物	1,243,318	賞与引当金	201,864
構築物	16,439	**固定負債**	**2,595,310**
機械及び装置	18,305	長期借入金	2,326,628
車両運搬具	22,064	リース債務	136,223
工具、器具及び備品	6,142	退職給付引当金	63,806
土地	1,781,656	役員退職慰労金	55,542
リース資産	159,954	その他	13,110
		負債合計	**5,832,091**
無形固定資産	**66,167**		
借地権	34,560		
ソフトウエア	19,495	（純資産の部）	
電話加入権	12,111	**株主資本**	**2,284,552**
		資本金	**735,000**
投資その他の資産	**2,118,147**	**資本剰余金**	**170,427**
投資有価証券	666,604	資本準備金	170,427
関係会社株式	95,250	**利益剰余金**	**1,385,874**
出資金	92,800	**利益準備金**	**183,750**
関係会社出資金	83,056	その他利益剰余金	**1,202,124**
長期貸付金	105,440	買換資産積立金	161,587
破産更生債権等	8,992	別途積立金	700,000
長期前払費用	50,094	繰越利益剰余金	340,537
差入保証金	793,117	**自己株式**	**△6,748**
繰延税金資産	29,126	**評価・換算差額等**	**40,953**
その他	202,658	その他有価証券評価差額金	**40,953**
貸倒引当金	△8,992	**純資産合計**	**2,325,506**
資産合計	**8,157,598**	**負債・純資産合計**	**8,157,598**

損　益　計　算　書

（自　2019年4月 1日
　至　2020年3月31日）

（単位:千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　入		**14,484,567**
営　業　費　用		**13,660,095**
営　業　総　利　益		**824,472**
一　般　管　理　費		813,777
営　業　利　益		**10,694**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	5,647	
受　取　配　当　金	61,422	
そ　の　他	71,589	138,659
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	62,171	
そ　の　他	2,747	64,919
経　常　利　益		**84,434**
特　別　損　失		
固定資産売却損	578	
固定資産廃棄損	108	
投資有価証券評価損	9,011	9,698
税引前当期純利益		74,736
法人税、住民税及び事業税	11,238	
法人税等調整額	17,617	28,856
当　期　純　利　益		**45,879**

株主資本等変動計算書

〔 自　2019年4月 1日
　至　2020年3月31日 〕

（単位：千円）

	株主資本		
	資　本　金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	735,000	170,427	170,427
当期変動額			
剰余金の配当			
買換資産積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	735,000	170,427	170,427

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合　計
	利　益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合　計		
		買換資産積立金	別　途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	183,750	169,975	700,000	330,260	1,383,985	△6,748	2,282,663
当期変動額							
剰余金の配当				△43,990	△43,990		△43,990
買換資産積立金の取崩		△8,387		8,387	—		—
当期純利益				45,879	45,879		45,879
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△8,387	—	10,276	1,889	—	1,889
当期末残高	183,750	161,587	700,000	340,537	1,385,874	△6,748	2,284,552

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合　計	
当期首残高	201,055	201,055	2,483,719
当期変動額			
剰余金の配当			△43,990
買換資産積立金の取崩			—
当期純利益			45,879
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△160,102	△160,102	△160,102
当期変動額合計	△160,102	△160,102	△158,212
当期末残高	40,953	40,953	2,325,506

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・期末前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2)デリバティブ ・・・・・時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年 4 月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法、なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権	短　期	7,810 千円
	長　期	103,100 千円
2. 関係会社に対する金銭債務	短　期	127,622 千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		6,648,493 千円
4. 担保に供している資産		
有形固定資産		2,374,359 千円
投資有価証券		380,337 千円

担保に係る債務（長期借入金には 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。）

短期借入金	1,316,670 千円
長期借入金	2,280,267 千円

5. 保証債務等の残高

下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。

神戸港島港運協同組合	181,140 千円
（同組合員 3 社と連帯保証）	
合計債務保証額	181,140 千円

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	売上高	96,638 千円
	仕入高	1,115,696 千円
	営業取引以外の取引高	72,899 千円

2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,653	－	－	3,653

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	19,524 千円
賞与引当金	61,770 千円
役員退職慰労引当金	16,995 千円
未払事業所税	2,784 千円
未払事業税	3,010 千円
未払費用	9,870 千円
貸倒引当金	2,825 千円
その他	3,943 千円
繰延税金資産小計	120,726 千円
評価性引当額	△2,295 千円
繰延税金資産合計	118,431 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△18,057 千円
買換資産積立金	△71,247 千円
繰延税金負債合計	△89,304 千円
繰延税金資産純額	29,126 千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	関連会社
会社等の名称又は氏名	阪神コンテナー輸送㈱
議決権等の所有（被所有）割合（%）	直接　50
関連当事者との関係	営業業務の一部委託、役員の兼任
取引の内容	資金貸付
取引金額（千円）	90,000
科目	長期貸付金
期末残高（千円）	85,500

（注）取引金額、期末残高には消費税は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,585 円 91 銭
2. 1株当たり当期純利益	31 円 28 銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

トレーディア株式会社
取 締 役 会 御中

神明監査法人
兵庫県神戸市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　赤 松 秀 世　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　岡 田 憲 二　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第 444 条第4項の規定に基づき、トレーディア株式会社の 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体とし

ての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

トレーディア株式会社
取締役会　御中

神明監査法人
兵庫県神戸市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　赤松秀世　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　岡田憲二　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーディア株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないか

どうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019 年4月1日から2020 年3月31日までの第 90 期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の13第 1 項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

トレーディア株式会社　監査等委員会

監査等委員　　庵 原 敬 吾　㊞

監査等委員　　丸 山 英 聡　㊞

監査等委員　　中 弥 和 美　㊞

(注)　監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題の一つであると認識しており、剰余金の処分につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境などを総合的に勘案し配当等を行うこととしております。当期の期末配当につきましては、厳しい状況でありますが、安定配当に意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　30円　　総額43,990,410円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（５名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 再任 古郡勝英（ふるごおりかつひで） （1949年6月1日生）

所有する当社の株式　１２，０００株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年4月　当社入社
2000年4月　当社京浜支店営業第１部長
2003年4月　当社京浜支店長代理
2005年4月　当社名古屋支店長代理
2005年6月　当社取締役名古屋支店長
2010年4月　当社取締役常務執行役員名古屋支店長
2011年4月　当社取締役常務執行役員営業本部長
2011年6月　当社常務取締役物流事業本部長
2013年6月　当社代表取締役常務取締役
2014年4月　当社代表取締役専務取締役専務執行役員
2015年6月　当社代表取締役社長執行役員（現在）

候補者とした理由

長年にわたり幅広く経営に携わり、国際物流事業及び企業経営に関して豊富な経験、見識を有していることから、当社の代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 再任 山下修一（やましたしゅういち） （1953年1月29日生）

所有する当社の株式　８，１００株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年4月　当社入社
2003年4月　当社京浜支店総務部長
2005年4月　当社本店総務部長
2008年6月　当社取締役総務本部長
2014年4月　当社取締役常務執行役員総務本部長
2018年6月　当社取締役専務執行役員総務本部長（現在）

候補者とした理由

長年にわたり総務部門を牽引し、現在は総務本部長として管理部門全体を統括し、企業運営に関して豊富な経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 再任 **増田 裕人**（ますだ ひろと） （1958年5月19日生）

所有する当社の株式　４，５００株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月	当社入社
2007年 4月	当社神戸支店営業第１部長
2015年 6月	当社執行役員神戸支店長代理
2016年 4月	当社執行役員国際営業本部長
2017年 4月	当社上席執行役員国際営業本部長
2017年 6月	当社取締役上席執行役員国際営業本部長
2018年 6月	当社取締役常務執行役員営業戦略本部長
2018年 10月	当社取締役常務執行役員営業戦略本部長 兼　神戸支店長
2019年 6月	当社取締役常務執行役員営業戦略本部長 兼　大阪支社長　兼　大阪営業所長（現在）

候補者とした理由

長年にわたり営業部門を牽引し、現在は営業戦略本部長として営業部門全体を統括しており、豊富な経験、見識等を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 再任 **嶋津 清仁**（しまづ きよひと） （1960年6月9日生）

所有する当社の株式　３，１００株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	当社入社
2008年 4月	当社京浜支店営業第２部長
2015年 6月	当社執行役員京浜支店長
2016年 4月	当社執行役員国際営業本部長
2017年 4月	当社上席執行役員京浜支店長 兼　国際営業本部長
2018年 6月	当社取締役上席執行役員京浜支店長 兼　国際営業本部長（現在）

候補者とした理由

長年にわたり営業部門を牽引し、現在は京浜支店長兼国際営業本部長として東日本地区を統括しており、豊富な経験、見識等を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 新任 吉田大介（よしだだいすけ） （1965年8月5日生）

所有する当社の株式 1,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 当社入社
2011年 4月 当社京浜支店営業業務部長
2012年 7月 当社京浜支店営業第1部長
2017年 4月 当社執行役員京浜支店長代理（現在）

候補者とした理由

長年にわたり営業部門及び業務部門を牽引し、現在は京浜支店長代理として京浜支店を統括しており、豊富な経験、見識等を有していることから、取締役候補者といたしました。

（注）1．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役庵原敬吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

再任
社外 **庵原敬吾**（いはらけいご）（1955年9月17日生）

所有する当社の株式　２００株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	株式会社兵庫相互銀行 （現　株式会社みなと銀行）入行
1996年4月	同行伊丹北支店長
1997年10月	同行本店営業部副部長
1999年4月	同行本店営業部営業第４部長
2002年6月	同行大阪支店営業第２部長
2004年4月	同行審査第２部長
2006年4月	同行審査管理部長
2007年4月	同行審査管理部長（理事）
2007年6月	同行常勤監査役
2010年6月	みなとモーゲージサービス株式会社 代表取締役社長
2013年6月	みなとキャピタル株式会社 代表取締役社長
2018年6月	当社社外取締役監査等委員（現在）

候補者とした理由

企業経営における豊富な経験と金融取引に関する幅広い知識は、当社監査体制の実効性強化に有益であり、独立した立場から、経験や知識に基づいた客観的な視点で当社の経営に有効な指摘、意見をいただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

監査等委員である取締役在任期間

当社社外取締役監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

（注）１．庵原敬吾氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．庵原敬吾氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

３．当社は、庵原敬吾氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2018年6月28日開催の第88回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました山下更一氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、改めて法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

再任
社外　**山下更一**（やました　こういち）　（1945年10月13日生）

所有する当社の株式　　― 株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年10月	司法試験合格
1979年4月	弁護士登録
	栗坂法律事務所勤務
1983年4月	山下栗坂法律事務所設立
2007年11月	山下更一法律事務所設立（現在）

候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験や専門的な知識を有しており、当社の業務執行の監査等を果たすことができるのと判断し、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）１．山下更一氏の所属する山下更一法律事務所と当社の間には法律相談の顧問契約を締結しております。2020年３月期における当該契約に基づく取引額は、当社連結売上額の0.1%未満であり、十分独立性はあるものと判断いたしております。

２．山下更一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任いたします取締役小笠原洋一氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議にご一任いただきたいと存じます。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
小笠原洋一（おがさわらよういち）	2010年6月　当社取締役（現在）

以上

株主総会会場ご案内図

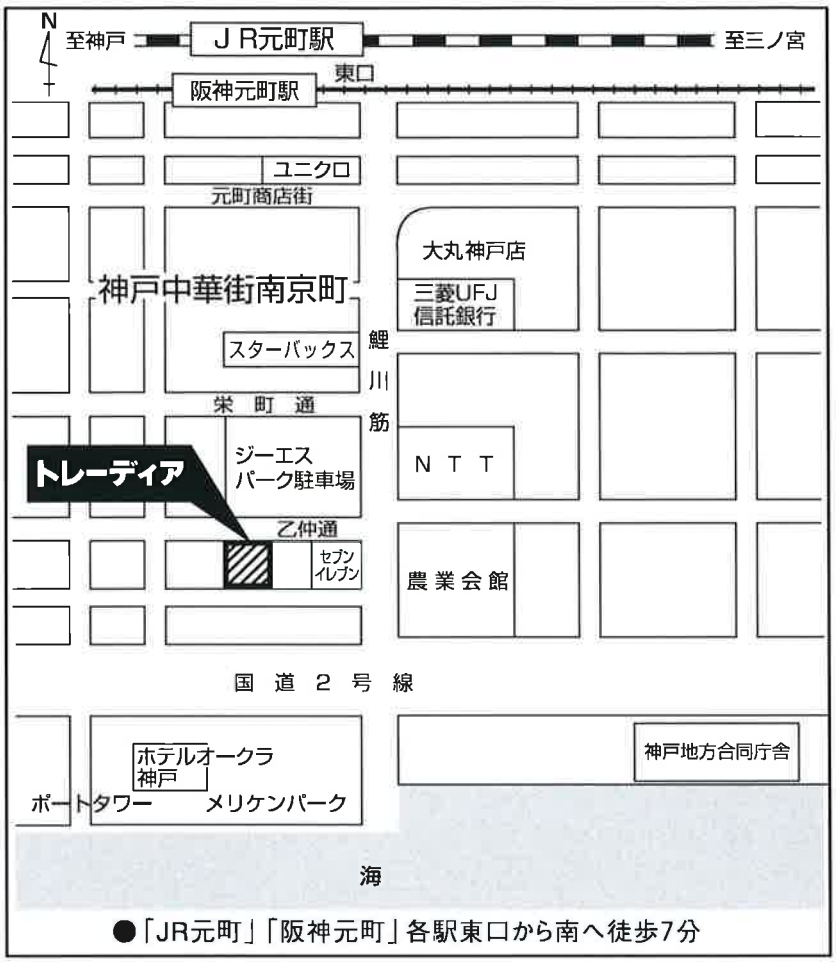

●「JR元町」「阪神元町」各駅東口から南へ徒歩7分

会場連絡先電話　078-391-7170

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、受付等の運営スタッフはマスクの着用をさせていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
本株主総会にご出席される株主様は、開催当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
今後の状況により、本株主総会の運営に大きな変更点、その他株主総会開催上の注意事項が生ずる場合には、当社ウェブサイト(http://www.tradia.co.jp)でお知らせいたします。